

昆虫物語みなしごハッチ銅像制作等事業におけるクラウドファンディング実施要領

(定義)

第1条 この要領中に用いられる以下の用語は、別段の定めがない限り、次の各号のと通りの意味とする。

- (1)「昆虫物語みなしごハッチ銅像制作等事業」(以下「本事業」という。)
とは、株式会社タツノコプロ(以下「タツノコプロ」という。)のアニメ作品である「昆虫物語 みなしごハッチ」のハッチの銅像並びにこれに付帯する台座及び銘板(以下「銅像」という。)の制作及び設置事業をいう。
- (2)「クラウドファンディング」とは、「クラウド(Crowd=不特定多数の大衆)」から「ファンディング(Funding=資金調達)」する資金調達の手法をいう。
- (3)「寄附金」とは、国分寺市寄附金取扱要綱(平成21年要綱第21号)(以下「要綱」という。)に基づき、国分寺市(以下「市」という。)に寄附されたものをいう。
- (4)「寄附者名等」とは、寄附者の氏名、寄附者の家族の氏名、並びに寄附者が所属する団体名のうち、寄附者が希望したものをいう。
- (5)「銘板」とは、寄附者名等を記載したプレート等をいう。
- (6)「記名」とは、寄附者名等を銘板及び市ホームページへ記載することをいう。

(目的)

第2条 この要領は、クラウドファンディングによって市内外を問わない個人・法人・団体(以下「市民等」という。)から寄せられた寄附金を活用

して、かつて市内に本社があった縁から、アニメを切り口としたまちの魅力発信に協力をいただいているタツノコプロの名作アニメ作品である「昆虫物語 みなしごハッチ」の銅像を制作・設置し、両者の縁を未来につなげていくことを目的とする。また、別途市内団体から「ぶんじほたるホッチ」の銅像が寄附により設置される予定があることから、両銅像と手をつなぎ写真を撮ることのできるフォトスポットとすることで、「アニメのまち国分寺」として市の魅力発信及びシティプロモーションを推進するとともに、市内外の方の交流・にぎわいの創出を図る。

(募集)

第3条 市は、市民等に対し、本事業に係る費用として1万円以上の寄附を募集するものとする。

- 2 募集期間は、令和8年10月1日（木）午前9時から同年令和8年12月28日（月）午後11時59分までとする。ただし、インターネット上の所定の様式による寄附の始期は、令和8年10月1日（木）午前10時からとし、国分寺市寄附金申込書（国分寺市昆虫物語みなしごハッチ銅像制作等事業用）による寄附の終期は、令和8年12月28日（月）午後5時までとする。

(記名)

第4条 記名の対象については、1万円以上の寄附をした寄附者とし、原則として、次の各号のとおりとする。

- (1) 寄附者は寄附者名等を記名するよう求めることができる。
- (2) 市は寄附者から寄附者名等の記名を求められない場合は、「匿名希望（全〇〇名）」等と記載するものとする。

(3) 寄附者は寄附者名等を記名する位置を希望できないものとする。

2 記名することができる内容は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に違反するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

(4) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(5) 行政の中立性、公平性等が確保できないもの

(6) 個人、団体等の意見に関するもの

(7) 美観風致を害するおそれのあるもの

(8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が適当でないもの

(10) その他市長が適当でないと認めるもの

(銘板)

第5条 銘板については、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 銘板は、銅像の台座部分又は銅像に隣接した市が指定する場所に設置するものとする。

(2) 銘板への記名のイメージは、別図のとおりとする。

(3) 銘板に関する権利は市に帰属し、一般の利用に供する管理物品とし、その耐用年数を10年とする。

(4) 市が銘板を補修する条件は、原則、耐用年数内で破損等があったときとする。

(5) 市が銘板を撤去する条件は、原則、耐用年数を超過し、著しい老朽化が見られたときとする。

(6) 市が銘板の移設を行う条件は、原則、自然災害等により、現在の位置に銘板が設置されていることが安全面等から望ましくないと考えられるときとする。

(7) その他市長が必要と認めるときは、銘板の補修、撤去、移設等ができるものとする。

(申込み等)

第6条 第2条の目的に賛同した市民等は、本事業について、市に対し要綱の定めるところにより寄附をするため、国分寺市寄附金申込書（国分寺市昆虫物語みなしごハッチ銅像制作等事業用）又はインターネット上の所定の様式により申し込むものとする。

2 市民等は、募集期間中、複数回に分けて寄附をすることができるが、同一寄附者からの同一内容の記名については、重複して受け付けないものとする。

3 寄附者は、要綱第7条に定める記念品は求めることができないものとする。

(寄附台帳の作成)

第7条 市は、寄附台帳を作成し、適正な管理を図るものとする。

(設置完了の周知)

第8条 市は、銅像を設置したときは、市ホームページにおいて設置完了を周知するものとする。

(委任)

第9条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別図（第5条関係）

昆虫物語 みなしごハッチ銅像制作等事業への寄附者名及び寄附者が希望した者の氏名一覧

【個人】

10万円以上	国分寺 一郎	国分寺 二郎	…	匿名希望（全●人）
5万円以上	国分寺 三郎	国分寺 四郎	…	匿名希望（全●人）
1万円以上	国分寺 五郎	国分寺 六郎	…	匿名希望（全●人）

【法人】

10万円以上	国分寺一株式会社	一般社団法人国分寺二	…
	匿名希望（全●社）		
5万円以上	公益財団法人国分寺三	国分寺四株式会社	…
	匿名希望（全●社）		
1万円以上	公益財団法人国分寺五	国分寺六株式会社	…
	匿名希望（全●社）		

【任意団体】

10万円以上	こくぶんじ一自治会	国分寺二商店会	…
	匿名希望（全●団体）		
5万円以上	こくぶんじ三町会	こくぶんじ四同窓会	…
	匿名希望（全●団体）		
1万円以上	こくぶんじ五町会	こくぶんじ六同窓会	…
	匿名希望（全●団体）		